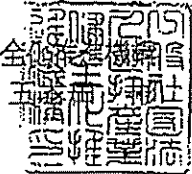


機 構 発 第 2 6 号
2020年11月10日

一般社団法人遊技産業健全化推進機構
各社員団体 社員代表者 殿

一般社団法人遊技産業健全化推進機構
代表理事



当機構の立入検査時における検査対象遊技機（高射幸性回胴式遊技機含む）
の「認定通知書」等の確認について（ご協力をお願い）

標記の件につきましては、既に当機構ホームページ等においてもご案内しておりますが、当機構検査部が10月から実施している遊技機及び計数機の立入検査において、パチンコ・パチスロ産業21世紀会より要請頂いた「高射幸性回胴式遊技機」を含む検査対象遊技機に対し、通常の検査に加え、「検定期間」、「認定期間」の確認作業を進めております。

この間、実施した立入検査においては、約8割の営業所において、問題無く検定通知書、認定通知書が確認できました。しかしながら、残りの約2割の営業所においては、お願いしていた検定通知書、認定通知書の写しの準備がなされておらず、「認定期間」等の確認作業にかなりの時間を要する結果となってしまいました。

そして、検定通知書、認定通知書が確認できず、加えて認定を受けた際に貼付される「認定シール」等を含めた様々な確認作業の結果、最終的に検定期間が終了し、さらに認定も受けていないと思われる遊技機が確認されたことから、行政当局に対し、当該遊技機の情報を提供したところでもあります。

なお、当機構が実施しているのは遊技機検査、計数機検査時に、検査対象遊技機を含め、当機構検査要員が指定した遊技機の検定期間、認定期間の確認作業であり、必ずしも高射幸性回胴式遊技機のみを対象として認定通知書などの提示を求めているわけではありません。この点は誤解無きようお願い申し上げます。

パチンコホール内の営業所内に設置され、営業に供されている全てのぱちんこ遊技機、回胴式遊技機がその対象となることをご理解ください。

また、今回の取り組みは、パチンコ・パチスロ産業21世紀会から要請を受けた事業となりますが、当機構として「高射幸性回胴式遊技機」を「ゴトを含めた不正改造の可能性が高い遊技機である」との位置づけをし、その点についてもお知らせしたところですが、本件に関し、ご意見・ご質問等も頂きましたので、あえて過去の当機構の検査実績等についても、お知らせ致します。

ご存知の通り昨年度より、当機構検査部が実施した遊技機検査において、異常が確認された事案の件数（店舗数）を社員団体のみに情報開示しております。

2013年4月から2020年9月までの年度毎の異常事案件数のみを情報開示しているものですが、この異常事案件数のうち、8割以上が「高射幸性回胴式遊技機（77型式）」に属するものでした。

確認された高射幸性回胴式遊技機の異常内容としては、以下の通りであったことをお知らせ致します。

さらに10月からの立入検査においても、以下にご紹介する異常事案と同様の事案が実際に確認されておりますので、当機構宛に誓約書を提出されたパチンコホールの営業所におかれましては、是非、これらの点についてもご注意頂きますようお願い申し上げます。

本件の内容については重要な情報が含まれますので、特にパチンコホール関連社員団体におかれましては、あらゆる方法により所属される組合員、会員のパチンコホール関係者の方にお知らせ頂きますようお願い申し上げます。

本件内容については、その情報内容の重要性に鑑み、これ以上はお答えできませんので、予めご了承ください。

以上、今後とも当機構の立入検査へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

【高射幸性回胴式遊技機の異常事案等の主な内容】

- 主基板の異常（主基板本体固定かしめの未封印等含む）
- サブ制御基板の異常（サブ制御基板封印バンド欠損等含む）
- 中継基板・中継端子板等の異常（中継端子板ケース封印バンド欠損等含む）
- ホッパーの異常（ホッパーの型式違い等）
- メダルセレクターの異常（メダルセレクターカバーの欠損等含む）
- その他（主基板とサブ制御基板の間の「ぶら下がり」部品の取り付け等）